

(改正後全文)

社 援 発 第 0331021 号
平成 17 年 3 月 31 日

第 1 次改正 平成 18 年 3 月 31 日
社 援 発 第 0331022 号
第 2 次改正 平成 19 年 5 月 15 日
社 援 発 第 0515002 号
第 3 次改正 平成 20 年 4 月 30 日
社 援 発 第 0430004 号
第 4 次改正 平成 21 年 5 月 11 日
社 援 発 第 0511001 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

セーフティネット支援対策等事業の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることができるよう、今般、既存の要援護者への自立・就労支援等を目的とする事業を統合・再編し、別紙のとおり「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い「福祉施設経営指導事業の実施について」（平成 2 年 7 月 31 日社施第 104 号本職通知）、「都道府県福祉人材センター運営事業の実施について」（平成 6 年 3 月 24 日社援施第 55 号本職通知）、「地域福祉推進事業の実施について」（平成 13 年 8 月 10 日社援発第 1391 号本職通知）及び「ホームレス対策事業の実施について」（平成 15 年 12 月 4 日社援発第 1204001 号本職通知）は廃止する。

安心生活創造事業実施要領

1 趣旨

本事業は、我が国の地域福祉を推進するため、地域バランスや地域の特性を考慮し選定された市区町村（地域福祉推進市町村）と国との協働により、地域福祉推進プログラムを実施し、地域福祉推進ネットワークの形成及び支援を行い、その効果の検証や、国及び市区町村間での意見交換、全国への先駆的取組の情報発信を行うものである。

2 目的

本事業は、一人暮らし世帯等への見守り及び買物支援（以下、「基盤支援」という。）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、地域で安心して暮らせるための支援を行うことを目的とする。

3 実施主体

実施主体は、市区町村とする。ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。

4 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 基本事業

ア 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握するための事業

イ 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるための事業

ウ 本事業を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むための事業

(2) 基本事業を推進するための取組

ア 地域福祉に関する各種データの提供

イ 地域住民への地域福祉活動に関する周知広報

ウ その他基本事業を円滑に実施するために必要な取組

5 事業実施にあたっての留意点

本事業の実施にあたっては、地域福祉推進市町村の選定等、必要に応じて都道府県の協力を得て実施するものとする。